

総合知的財産法学研究科総合知的財産法学専攻

〔教員養成の目標〕

本研究科では、基礎となる法分野の科目のみならず先端分野の多様な科目を修得させ、自立した知的財産法学研究者および高度知的財産専門職業人の養成を目的としている。より具体的には、課題に主体的に対応できる能力を練磨し、法律並びに関連分野における幅広い知識と法的解決能力を身に付けること、高度職業人としての自ら修得した専門的知識・技能を活用して、主体的・主導的に事に当たることができ、社会に貢献する人材となることを目標としている。

本研究科修士課程は、その教育研究の目的に則し、自らのキャリアと能力形成に誠実で勤勉に向き合い、見識と気魄をもって極めようと努力する多様な人材を養成するため、知的財産に関する現代的問題について適切に判断し思考する能力、もしくは知的財産に関する法理論や実務理論を理解する法的思考力を有しているなど、法律系出身者ととともに、理工系出身者および経営系出身者で知的財産に関する法的思考力と実践力を有する者を広く内外に求めている。

また、知的財産法学に関する研究・法律業務に従事できる職業人としての資質や能力を身に付けるために、指導教員および指導教員以外の教員による専門的な指導を実施し、とくに演習科目では、指導教員が各自の研究テーマや事例研究などを中心に個別指導を行なうなど、教育課程編成・方針にもとづいた教育を行っている。

大学院における教職課程は、基本的には学部における教職課程と連携している必要性があり、本研究科は、法学部が掲げる教職課程教育に対する目的・目標を前提として、「修了認定・学位授与の方針」および「教育課程編成・実施の方針」等を踏まえ、研究科としての教職課程教育の目的・目標を設定している。

〔当該目標を達成するための計画〕

本研究科は、当該目標を達成するための計画として、教職課程で学ぶにふさわしい学生を、入学者選抜において、「入学者受け入れの方針（AP）」に基づき、自らのキャリアと能力形成に誠実で勤勉に向き合い、見識と気魄をもって極めようと努力する人を募集している。

「教育課程編成・実施の方針（CP）」等を踏まえて、教職を担うにふさわしい学生が教職課程を履修するための教育課程を編成し、知的財産法学に関する科目を設定している。また、「卒業認定・学位授与の方針（DP）」を踏まえて、当該教職課程に即した適切な規模の履修学生を受け入れている。

本研究科の特色を踏まえ、教育上の目的および3つのポリシーに基づく研究科のカリキュラムと教職課程カリキュラムとを連携させると同時に、法学部および大学全体の教職課程との関係において連携して取り組んでいる。